

感染症の予防に伴う出席停止基準の変更

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い
学校において流行を広げる可能性がある第2種感染症の変更が
ありました。(平成24年4月1日から施行)

ア) 第2種感染症に追加

- ・ 感染症名 → 「髄膜炎菌性髄膜炎」
- ・ 出席停止の期間の基準 → 「病状により学校医等において感
染の恐れがないと認めるまで」

イ) 出席停止の期間の基準の変更(下線が改正内容)

- ① インフルエンザ：発症した後5日を経過し、かつ、解熱し
た後2日を経過するまで
- ② 百日咳：特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な
抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- ③ 流行性耳下腺炎：耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発
現した後5日を経過し、かつ、全身状態
が良好になるまで